

Title	労働者と知識人：治安警察法第十七条をめぐり
Sub Title	A difference between the labors and the intellectuals, for revision the Chian-Keisatsu-ho (The Public Peace Regulation), in 1919
Author	中村, 勝範(Nakamura, Katsunori)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	1990
Jtitle	法學研究：法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.63, No.12 (1990. 12) ,p.33- 57
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	金子芳雄教授退職記念号
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19901228-0033

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

労働者と知識人

——治安警察法第十七条をめぐる——

中 村 勝 範

- 一、問題の所在
- 二、衝撃と反応
- 三、逆転の逆転
- 四、結 語

一、問題の所在

黎明会は大正時代中期に民主主義的思想をいなく知識人により結成された啓蒙思想団体である。この会の活動は、講演会を開催し、そこでおこなわれた講演を掲載した機関誌を発行することであった。

黎明会が統一テーマの下に講演会を開催したことが三回あった。「朝鮮問題の研究」⁽¹⁾、「治安警察法第十七条の研究」⁽²⁾そして「言論の自由に就て」⁽³⁾をそれぞれ主題とした講演会である。黎明会の機関誌『黎明講演集』は統一テーマの下

に講演集を発行したことが三回あるが、そのいずれもが前述の三講演会の講演を主体とするもので、それらは「朝鮮問題号」⁽⁴⁾、「治安警察法第十七条研究号」⁽⁵⁾及び「研究及発表の自由」⁽⁶⁾である。

本稿は黎明会が治安警察法第十七条の改正もしくは撤廃を主張した講演会開催を念頭に置きながら紙数の制限上、この講演会が開催されていく過程の前期的段階ともいえる大正七（一九一八）年から八（一九一九）年三月頃までの治安警察法第十七条をめぐる社会的政治的関係を考察しようとするものである。

問題の治安警察法は明治三十三（一九〇〇）年三月十日に成立した。その第十七条は左の通りであった。

第十七条 左ノ各号ノ目的ヲ以テ他ニ対シテ暴行脅迫シ若ハ公然誹毀シ又ハ第二号ノ目的ヲ以テ他人ヲ誘惑若ハ煽動スルコトヲ得ス

一 労務ノ条件又ハ報酬ニ関シ協同行動ヲ為スヘキ團結ニ加入セシメ又ハ其ノ加入ヲ妨クルコト

二 同盟解雇若ハ同盟罷業ヲ遂行スルカ為使用者ヲシテ労務者ヲ解雇セシメ又ハ労務者ヲシテ労務ヲ停廃セシメ若ハ労務ニ従事スルノ申込ヲ拒絶セシムルコト

三 労務ノ条件又ハ報酬ニ関シ相手方ノ承諾ヲ強ユルコト

耕作ノ目的ニ出ツル土地賃貸借ノ条件ニ関シ承諾ヲ強ユルカ為相手方ニ対シ暴行、脅迫シ若ハ公然誹毀スルコトヲ得ス

同盟罷工がおこなわれ、誘惑若くは煽動があったとされた場合、同法第三十条により、次のように罰せられるとされていた。

第三十条 第十七条ニ違反シタル者ハ一月以上六月以下ノ重禁錮ニ処シ三円以上三十円以下ノ罰金を附加ス

使用者ノ同盟解雇又ハ労務者ノ同盟罷業ニ加盟セサル者ニ対シテ暴行脅迫若クハ公然誹毀スル者又同シ

治安警察法がいまだ法案であった時点において片山潜は同盟罷工は労働者の権利であるとした上で、資本家と労働

者、地主と小作人の衝突は「経済問題」であるから警察権の干渉する範囲ではない、としていた。⁽⁷⁾ 幸徳秋水はこの法案をもって資本家、地主を保護し、労働者、小作人を庄虐するものとし、暴行、誹毀、脅迫、誘惑、煽動は悪いが、「其労働者運動に関する場合に於ては、大に寛宥する所なかる可からず」としていた。⁽⁸⁾ 片山、幸徳は共にこの法案に反対であり、もしもこれが法律となったならば、片山は「不平の種」、「無政府党と虚無党」を蒔くものであるとし、幸徳は将来労働問題、社会問題を「煽動」することになるだろうとした。しかしながら、この法律が成立後、約二十二年間、これを撤廃しようという具体的な運動・世論は台頭しなかった。そのことの最大の理由は、治安警察法を制定した側が圧倒的に強大であったがために撤廃運動や改正の世論を台頭せしめなかったからである。このことは、とりもなおさず、この法律の撤廃を求める側の抵抗力が微弱であったということでもある。

黎明会が「治安警察法第十七条の研究」を看板に掲げ、この条項の改正もしくは撤廃を要求する講演会を開催したのは大正八年十月である。この頃、労働運動家及び労働運動に同情する者は黎明会員であると否とを問わず治安警察法第十七条中「他人ヲ誘惑若ハ煽動スルコトヲ得ス」という点が同盟罷業を不可能にしている、としていた。黎明会講演会における北沢新次郎も、かかる思想を前提とし、第十七条を次のように批判した。⁽⁹⁾ すなわち、政府当局者は工場外の第三者が煽動誘惑することがいかぬというが、しかし、①第三者が熱弁を振っても罷工すべき原因がないところには同盟罷工はない、②惨怛たる状態にある労働者に対して第三者がやることは不当ではないと思う、なぜならば、③資本家はあらゆる手段により勧告し、政府は誘惑煽動のみならず公然誹毀しているのに対し、労働者だけにそれを不可とするのは不当である、とした。北沢はさらにつづけて、治安警察法第十七条の撤廃は日本の労働者の「死活問題」であり、日本の社会を改造する「中核的要素」である、労働運動を合理的にすることができると云ふ分岐点に立つて居る問題であると、この治安警察法第十七条という「悪法」の撤廃を主張した。

黎明会が北沢の主張するような講演会を公然開催し得たということは、約二十年間、治安警察法第十七条の改正乃

至は撤廃の動向を圧殺してきた側の力が減退し、かわってこれまでこの条文に抑圧されてきた側の抵抗力が強化されたことの反映である。つまり日本の政治・社会において逆転現象が生じたのである。この逆転現象は世界大戦による日本経済の好況がもたらした。それが原因で労働情勢は変化し、労働者が活気づいた。加うるに大正七年の米騒動は労働者階級に自信を与え、労働運動の拍車となった。⁽¹⁰⁾この結果が大正八年における同盟罷業の激発である。世界大戦、経済の好況、米騒動、同盟罷業の激発等はある個人乃至は特定の集団のはからいにより生じたものではない。しかしながらそれらが一方において労働者階級を奮起させ、他方において治安警察法第十七条の威力を弱体化させた。一言でいって社会が総体として「冬の時代」から離脱し、民主化へ歩み出したことが黎明会による治安警察法第十七条批判講演会の開催を可能にした。しかし、第十七条はまったく空文化化したのではない。それが空文化したのであればその批判講演会の開催は無用である。黎明会がこの講演会を開催したということは、じつは一度は名存実亡化していた本条が蘇生しかかったからである。そもそも黎明会は発足当初から進んで状況を切り開こうとすることには消極的であったが、現状が悪化することには自衛のために抵抗することをこの会の本性としてきた。⁽¹¹⁾治安警察法第十七条批判講演会は強権をほしのままに発揮している本条の「撲滅」講演会ではなく、いってみればいったんは弱体化しながらしぶとく復活しかかる本条を阻止しようという講演会であった。しかしながら、黎明会がこの講演会を開催した時、肝心の労働組合の主要なる関心はすでに本条にはなく、第一回国際労働会議に出席する日本の労働代表問題に移動して⁽¹²⁾いた。治安警察法第十七条批判に立ち上るタイミングにおいて黎明会と労組との間には大きなギャップがあった。

労組は黎明会のこの講演会より八か月も早い大正八年三月の段階で治安警察法第十七条改正問題に強い関心を示し、行動をとっていた。友愛会は関西、関東の組織をあげて本条の改正運動に立ち上り、議会に「治安警察法改正請願」書を提出した。その頃、黎明会は内輪の例会において牧野英一の「同盟罷工」という名の「治安警察法第十七条」に関する研究会をもったが、時すでに友愛会の本条に対する改正運動の火は消えかかっていた。労組は黎明会よりも余

りにも早く運動を満開させたということも、あるいはまた黎明会が本腰をいれるのが労組よりも余りにも遅過ぎたということも、共にあたらないであろう。労組の運動は弱体化しつつある治安警察法第十七条に追い打ちをかけて実効性を抜き去ろうという攻勢的なものであるのに対し、黎明会講演会は空文化するかに見えながらしどとく復活しかける本条を阻止しようという防衛的なものであった。両者は組織、目的、構成員が違うごとく、その行動にも差があった。

- (1) 大正八(一九一九)年六月二十五日に開催された。
- (2) 大正八年十月二十三日に開催された。
- (3) 大正九(一九二〇)年二月一日に開催された。
- (4) 『黎明講演集』第六輯(大正八年八月一日発行)。本号については拙稿「三・一事件と黎明会」(慶應義塾大学法学研究会編『法学研究』第六十一巻第十二号 昭和六十三年十二月)で論じた。
- (5) 『黎明講演集』第二巻第三輯(大正八年十二月一日発行)。
- (6) 『黎明講演集』第二巻第四輯(大正九年四月一日発行)。
- (7) 逸民「治安警察法と労働者」(『労働世界』第五十六号 明治三十三年三月一日)。
- (8) 幸徳秋水「治安警察法 下」(『萬朝報』明治三十三年二月十八日)。
- (9) 北沢新次郎「誠意なき我国の労働政策」(『黎明講演集 治安警察法第十七条研究号』第二巻第三号(大正八年十二月一日発行))。
- (10) 鈴木文治「労働運動二十年」(一元社 昭和六年五月二十八日) 一七三頁。
- (11) 拙稿「大正デモクラシーの一断面——黎明会の研究——」(慶應義塾大学法学部編『慶應義塾創立一二五年記念論文集 法学部政治学関係』昭和五十八年十月三十日)。
- (12) 拙稿「文明に逆行した労働運動——及び思想と学問の貧困——」(慶應義塾大学大学院法学研究科『法学政治学論究』編集委員会『法学政治学論究』第一号 一九八九年夏季号) 及び拙稿「労働運動における量と質」(慶應義塾大学法学研究会編『法学研究』第六二巻第一二号 平成元年十二月)。

二、衝撃と反応

治安警察法第十七条に対する治者と被治者の考え方は、米騒動を境に大きく変化する。まず米騒動以前における本条に対する労働者側の見方を考察しよう。

大正元（一九一二年）八月一日に組織された友愛会の機関誌に初めて本問題が登場したのは、同会が組織されてから九二年後である。鈴木文治会長が某争議における労働者側の指導者が同法第十七条及び同第三十条により刑を受けた顛末の報告文中、第十七条に触れ左のごとく述べた。すなわち第十七条は直接同盟罷工を禁じていないが、それに関して煽動誘惑する者は忽ち本条に抵触することとなるが故に、事実上禁止していると同じである、これは労働者の糧道を絶つものである、本条を改廃せざる限り、我国の労働者は容易に賃銀奴隷の境遇から脱することができない、「立憲法治国たるの面目何処にある」というものであった。⁽¹⁾ 労使協調、国家への誠忠を労働運動の柱にしていた鈴木にしては空前であるだけではなく、これ以後においても稀な権力への思い切った怒りの露出である。十七年後に鈴木は本条の「撤廃のためには如何なる犠牲も厭ふべきでないといふ感情を以て当日の判決を聴いた」⁽²⁾と書いているが實際のところ、いかなる犠牲を払ってまでも撤廃のために精魂を尽すべきであると思ひ込んだかどうかは疑わしい。なぜならば、それ以後米騒動までの間に三回、断片的に触れられている治安警察法第十七条批判の言辞の中には、顛末記に書き込まれたほどの具体的で強く本条を論難するところは無いからである。他に組合員が三人、治安警察法第十七条に関し触れるが、その中の一人は本条は労働運動をいささかも妨げるものではないというものであった。⁽³⁾ 他の一人は本条を引用し、これが存在する限り「労働組合を組織し、同盟罷業を遂行せんとする極はめて困難」⁽⁴⁾としていた程度であった。いかなる点で困難であるかということ踏み込んで解説することを避けていた。

労組を組織し、同盟罷業を遂行することは極めて困難にしているはずの治安警察法第十七条が存在しても、歴史は

進む。大正五年後期から同盟罷工が目立ちだすのである。横浜、ドックでは一千名以上の同盟罷業があり、其他各地に小労働争議の続出という記事⁽⁵⁾を皮切りに、大正六年、豊年と大景気の中で金持が浮かれて新年を迎えるとそこには池貝鉄工所、藤井レンズ製造所、石川島造船所、月島鉄工所、大阪兵器会社、三田土護謨会社等の同盟罷工⁽⁶⁾があり、「騒がしい歳の明け」となった。⁽⁶⁾ 鈴木文治はこうした社会状況を「同盟罷工の流行」と表現した。⁽⁷⁾ 鈴木はこの年（大正六年）十一月には、年初より同盟罷工が全国各地に頻発したともいう。⁽⁸⁾ かくのごとく急激に同盟罷工が多発するようになった原因について野坂鉄が書いている。要約し左に掲げる。⁽⁹⁾

1、職工の自覚。資本家と労働者の間には何らの優劣はなく対当であることを覚ったこと。

2、職工の生活改善は資本家に頼るべきでなく、自力でなさねばならぬこと、職工同士相扶け合なければならぬことに気づいたこと。

4、物価暴騰による生活苦。

5、「近頃のやうに工場主が忙しくて目を廻してゐる時分に、然も職工が非常に払底してゐる時に同盟罷業をすれば工業主は非常に困るから、随つて職工の要求を容れられ易いことを知つてゐる事。」

世界大戦は日本の社会・経済・日本人の意識等の構造を變動させつつあった。世界大戦参加を決めた日本政府や戦争遂行への協力を惜しまなかつた産業界は、鈴木文治の言葉をもってすれば従来馬と同一に扱われてきた職工⁽¹⁰⁾が、よもや資本家と対等であるという自覚を抱き、資本家に同盟罷工を挑む日が来ようとは思わなかつたであろう。戦争は為政者、資本家の想像を超えた意識の変化を都市労働者の間に生み出し、社会・経済の構造の变化をもたらしたが、農山漁村の民衆の意識をも変えた。その結果が米騒動である。この米騒動がさらなる起爆剤となり、労働運動を一大飛躍させた。以下、米騒動後の労働運動と治安警察法第十七条の關係を検討していこう。

米騒動は藩閥、軍閥、官僚の合体とされた寺内正毅内閣を瓦解させ、その後原内閣を成立させた。外に露西亜軍

命、内に同盟罷業の頻発と米騒動という大激動は、キャビネットメーカーをしてこの時期における政権の担当者は国民との直接かつ広範な支持を有する者に非ざれば不適任と考えさせた。その結果が衆議院において多数を占める政友会に基盤を置く原敬への大命降下となった。鈴木文治は原内閣の出現に対し、長い官僚政治の後の政党内閣であるというところで、「霖雨の跡悉く拭い去つて、万里一緑の秋晴の空を見るが如き心持」、組閣早々民意尊重、国民と俱に政治を行うの襟度を示したことを満足とする、とした。¹¹⁾

原内閣は民生の安定のために社会政策、治安政策を重視してスタートした。その両局を担当するのが内務大臣であり、そのポストには床次竹二郎が任命された。内相のポストは副総理格でもあったが、政友会中の新参者床次が原の期待を受けて据えられた。新政権は警視総監と警保局長のポストに新人を当てた。新聞の中には原内閣が言論の尊重を打ち出しただけでなく新任の岡喜七郎警視総監が「警官と人民との人選の必要」を語ったことは「警視庁の面目一新」であり、また新任の川村竹治警保局長が思潮、言論に十分の理念を有する人物であるというから十二分に美蹟を挙げ得るものと信ずる、とした。¹²⁾ 原首相、床次内相、岡警視総監、川村警保局長は元來、民主主義の信奉者であったかどうかはここでは問わない。いえることは、国の内外における民衆の烽起により、当時の日本の為政者に統治は強圧政治一本ではならぬ時代の到来という自覚が生じたということである。そもそも原内閣の成立そのものが、民衆の烽起という衝撃に対する為政者の譲歩という反応の現われであった。米騒動は政治構造を大変動させた。米騒動というインパクトがなかったならば平民宰相内閣というリアクションもまたなかった。したがって米騒動に匹敵する第二の衝撃が生じたならば、その時瓦解するのはほとんどは原内閣である。床次内相は原首相の意を体して諸種の社会政策や治安対策を施していくが、それらは民衆の第二の烽起を未然に防止するためであった。

民衆の第二の烽起とは激しい同盟罷業が惹起する社会の変動である。それは講和条約成立後にあるのではないかと考えられた。原内閣成立三週間後、川村警保局長は内相の意を受けて「騒動が起らぬ前に」策を立てるよう研究して

いるとし、労組は運動の方法に誤りがなく、背後に操る勢力がないならば「至極賛成」と述べていた。⁽¹³⁾ その発言の意味は、講和成立後、大量の失業者が予想されるが、その失業者により惹起されることもあり得る騒動を防止するために、穏健な労組であるならば至極賛成ということである。この「至極賛成」発言から約二週間後に内務省は既成組合または自然的自覚により発生する組合中、節制あるものは認め、「善導利用」する方針を固めた。⁽¹⁴⁾ つまり治安警察法第十七条を適用することには政府部内においても反対者が多く、さりとて組合の簇生には慎重な考慮が必要であるから、組合中節制あるものを善導利用するというものであった。かかる方針から内務省はこの頃すでに「友愛会等に対しては別に圧迫がましき態度を執り居らず」としていた。⁽¹⁵⁾ 大正七年十一月初旬である。これは労使協調路線を標榜し穏和な自助的運動をしていた友愛会及びそれと同類の組合は「節制」あるものとして「善導利用」の対象とされたということである。ただしここでは節制ある組合のいかなる点が、何のために善導利用されるかが明確ではない。

この節制ある組合は善導利用するが、組合の簇生には慎重であるべきであるという方針は原首相の議会答弁においても現われた。すなわち大正八年一月二十四日、貴族院本会議において原首相は「労働組合ヲ直チニ危険ナリト云フ考ハ有ツテ居リマセヌ、労働組合ガ危険ニナル虞ガアル、若クハ危険ナラムトスル企デモアリマヌナラバ是ハ当然取締リナケレバナラス、何等危険ノ虞ナクシテ平穩ニ組合ガ出来マヌナラバ少シモ差支ナイト考ヘマス、今日ノ状態デハ別ニ危険ガアルヤウニモ認メテ居リマセヌ、併ナガラ何時ドウ云フ変化ヲ来スカ測ラレマセヌカラ、注意ハ払ツテ居リマス」⁽¹⁶⁾と答弁した。原首相の現在の労組には危険はなさそうだという認識と、なお労組には要注意だという態度があつて、その上に、内務省の制節ある組合の善導利用論が打ち出されたのである。重要なことは原首相の危険の虞のない組合論や内務省の労組善導利用論は出発点から労働者の権利の拡大を意味する団結権、結社の自由の容認という思想は全く存在しないということである、労組を生殺与奪する権はただ政府・治安当局の掌中であつた。しかしながら、それでもなお、労組は天から認めないという官僚政治の政策よりは開明的なものがあつた。

次に節制ある組合のいかなる点を何の目的のために善導利用するのかということにつき検討していこう。世界大戦が終結するや否や好況は一挙に不況に転じ、巷には失業者の大群が現出し、社会不安が生ずると考えられていた。内務省はこうした状況の中で労働者自身の「自助自営」の觀念を強め更に義務の思想を高むるには是非とも労働者の健全なる「自助的団結」を助成する必要があると認めるようになる。⁽¹⁷⁾しかしここでいう自助自営、自助的団結とは労働者自身の権利の拡大の具体的表現としての団結権、結社の自由ではない。それは労組がもっている自助救済的側面のことであった。具体的には労働者が失業した場合、かれらが組合員であれば、労組が交付する恵与金により生活の安全が保障され、⁽¹⁸⁾その分、社会不安は防遏されるというその点を政府は助成するところであった。失業がもたらす社会不安に対して政府、国家がそれへの直接の対応政策を考慮・立案するのではなく、労組が僅かばかり有する自助的要素を利用しようというのである。

内務省が節制ある労組の善導利用論を報道する新聞は、戦後の失業問題を予想する記事をもまた頻繁に掲げる。たとえば講和説の台頭と共に不景氣風が吹きはじめたが、いまこそ戦後失業の用意が肝腎という警視庁工場課長談や床次内相は戦後の失業問題につき深く考慮している、⁽²⁰⁾という記事等である。予想される失業者数は「差し向き五十万人」と推定する社説や、失業による国民生活の動揺を動機とする運動は物価騰貴に因る運動より遙かに恐る可きものである⁽²²⁾、と別の社説は憂慮していた。ことほどさように講和到来が失業の襲来となると、節制ある労組の善導利用を当局は真剣に因とする国民的動揺は物価高騰を原因とする米騒動の比ではないとすると、節制ある労組の善導利用を当局は真剣に考えざるを得ない。

善導利用論の盛り上りの結果、新聞がその見出しにおいて「労働組合の設立は自由」⁽²³⁾とつける談話を警保局長は発表した。すなわち、(一)我国には労働組合を禁止する法律がないからその設立は全く自由であり、(二)治安警察法第十七条は同盟罷業誘惑煽動を禁止しているが、同盟罷業そのものは禁止していない、(三)治安警察法適用の實際に徴するに

取締官憲の進歩と共に濫にこれを適用せず慎重なる態度を執て居る、というものであった。この談話と当局の従来の方針とを比較してみると、(一)の労組結成は自由ということ(24)はこれまでしばしば当局により述べられていた。(二)の治安警察法の適用については慎重ということも当局により述べられていた。(25)ただし、(三)の治安警察法第十七条は同盟罷業そのものを禁止していないという解説はこれまでにはなかった点である。社会が変化すると同一の条文に対する当局の法解釈も次第に変化する。さらに一段と社会の変動が進行すると条文そのものの撤廃、進んではその条文を含む法律全体が廃止される。内務省は大正八年一月初旬、その内部においては治安警察法第十七条の撤廃を考慮するようになり、その方向において工業倶楽部の指導者、大資本家に了解を得る工作をしていらしたのであるが、この段階において反対を受け、官僚、政党内も反対の画策に参加し、その結果、この案は骨抜きにされた(26)という。大資本家の反撃は治安警察法第十七条撤廃を骨抜きにただけではなかった。「労働組合の設立は自由」の談話を発表した警保局長が僅か十日後には「労働組合尚早」の談話を発表し(27)第十七条存置論を語った。すなわち、いま同条を改正して同盟罷業の煽動誘惑は勝手次第としたならば過激煽動派は忽ち労働者を煽動して軽率盲動せしめ労働者の幸福を害うことになるがゆえに存置するに如くはない、というものであった。

新聞の社説が新警保局長の登場に際して、この新人は民主主義の思潮、言論に十分の理念を有する人物と評価したのであったが、その評価は誤りであったとすべきであろうか。多分、違うだろう。警察局長個人の理念により動くほど歴史は軽くない。この局長を支える内閣の方針に動揺が生じたということである。一時は治安警察法第十七条撤廃まで考えた原内閣である。しかし撤廃案を撤回したのは、大資本を中心とする官僚、政治家の一大勢力が同条を撤廃しなくてはならぬほどの切羽詰った情況に非ずと判断し、内閣に判断の変更を迫り、原内閣は大資本を中心とする政治勢力の判断に従ったのである。労働者の同盟罷業はたしかに頻発化してきていたが、それは大資本の根本を揺るがすほどのものではなかった。同盟罷業は組織的ではなく、目的的でもなく、自然発生的であった。多くの同盟罷業は

賃上げ要求が主たるものであったが労働者が要求する満額で応じてもなお資本家には利益は残った。この大資本の側から政府を見ると治安警察法第十七条撤廃案はあまりにも露西亜革命、米騒動に脅え、過剰に反応していると思われるに違いない。早い話が、いかに同盟罷業が頻発しても、そこで治安警察法第十七条撤廃が主目標として掲げられないのであるから、大資本としては要求もされない段階において戦わずして引き退る必要はない。原内閣は国民と共に政治を行うと組閣に当り声明したが、その国民の中には大資本がおり、治安警察法第十七条問題では大資本と共に進むことにした。

- (1) 鈴木文治「東京モスリン会社に於ける同盟罷工同盟の顛末（続）」（『友愛新報』第三十六号 大正三年九月十五日）。
- (2) 前掲『労働運動二十年』一〇七—八頁。
- (3) 板倉定四郎「労働運動と治安警察法」（『労働及産業』第四卷第十二号 大正四年十二月）。板倉はこの時、友愛会主事であった。
- (4) 酒井亀作「労働組合法」（『労働及産業』第五卷第八号 大正五年八月）。
- (5) 坂本正雄「最近の労働及産業界」（『労働及産業』第五卷第十一号 大正五年十一月）。
- (6) 野坂鉄「騒がしい歳の明け（日本の労働界）」（『労働及産業』第六卷第三号 大正六年三月）。
- (7) 鈴木文治「労働時言」（『労働及産業』第六卷第四号 大正六年四月）。
- (8) 鈴木文治「同盟罷業と労働団体」（『労働及産業』第六卷第十一号 大正六年十一月）。
- (9) 前掲「騒々しい歳の明け（日本の労働界）」。
- (10) 鈴木文治「神戸支部発会式に際して」（『労働及産業』第四卷第六号 大正四年六月）。
- (11) 鈴木文治「労働者の立場より原内閣に望む」（『労働及産業』第七卷第十一号 大正七年十一月）。
- (12) 「警視総監と警保局長（其新任に際して）」（『東京朝日新聞』大正七年十月五日 社説）。
- (13) 「講和に先んじて／労働の解決／政府と資本家と労働者の結合／利益の分配を労働者にも」（『東京日日新聞』大正七年十月二十日）。
- (14) (15) 「労働問題調査／内務省に於て着手」（『東京日日新聞』大正七年十一月五日）。この記事によると十一月四日、床次内

- 相、小橋（二太）次官、川村警保局長、添田（敬一郎）地方局長らで協議したという。
- (16) 『帝國議會貴族院議事速記録35 第四一回議會 大正七年』（東京大学出版会 昭和五十六年十二月十日）六九頁。
- (17) 『社会政策問題／救済調査會議題』（時事新報 大正七年十一月九日）。内務省において救済調査会に提出すべき諮問案審議の際、治安警察法改正の議が話題となり、自動自営、自動的団結の助成の必要が認められたという。
- (18) 堀江煇一「労働問題解決如何仲」（『東京日日新聞』大正七年十一月十三日）。
- (19) 「小工場、労働者の恐慌時代」近く襲ひ来らん／講和説と共に不景氣の風／戦後失職の用意が肝腎／山下警視庁工場課長語る」（『東京日日新聞』大正七年十一月五日）。
- (20) 「内務省が中心となつて／失業者の調節／近く救済調査会に付議／全国に私立の職業紹介所を設置／砲兵工廠は一時に減員せぬ」（『東京日日新聞』大正七年十一月十八日）。
- (21) 「失業者の処分、世界的大問題」（『東京日日新聞』大正七年十一月十九日社説）。
- (22) 「失業問題」（『時事新報』大正七年十一月二十三日 社説）。
- (23) 「労働組合の設立は自由なり／川村警保局長談」（『東京日日新聞』大正八年二月十三日）。「東京朝日新聞」も同日、川村警保局長談「労働組合問題」とし、同一内容談話を発表した。
- (24) たとえば床次内相は片岡直温の質問に対し、大正八年一月二十九日の予算委員会において、現在の法律には労組に関する規定がないからその結成を「認メルモ認メヌモ無イ」「自然ノ発達ニ任セル積リ」だといひ（臨川書店『帝國議會衆議院委員會議録19 第四一回議會（一）大正七・八年（昭和五十八年四月五日 一一九頁）』、同年二月三日の予算委員会第二分科会においては「今日労働組合ハ日本ノ法律上ニハ何等規定ノ無イコトデアルカラ、詰リ今日ハ自然ノ発達ニ委セル」（右同 三六五頁）と述べていた。
- (25) 右掲同二月三日の床次内相答弁中「實際温厚ナル行動ヲ執ツテ居ル同盟罷業デ、近来ハ検査処罰サレルト云フヤウナ者ハ無イ」（右同書 三六八頁）。
- (26) 「資本家の反対で／全くの骨抜き——来／月一日頃公表される／官民合同の労働協会／治安警察法存置の裏面」（『東京日日新聞』大正八年二月二十六日）。十七条撤廃が議論になったとすれば、それは大正七年十二月二十九日、内相官邸において清浦（圭吾）枢府副議長、徳川（家達）、大岡（育造）両院議長、渋沢（栄一）男爵が集り、政府側からは床次内相、小橋次官、川村警保局長、添田地方局長等が出席して労働問題につき下相談した（大正七年十二月三十日各紙）折のことであろう。ここで相談されたことが大正八年一月十日前後、各政党領袖、学者、資本家等の代表を網羅して大協議会を開く予定であったとい

う。十七条撤廃案が存在したにもかかわらず工業倶楽部の四頭目を中心とする大資本の反対にあい骨抜きにされたという『東京日日新聞』の記事が正しいとすれば、それはさきの下相談の結果を工業倶楽部の頭目、大資本家に説明していた段階においてであろう。

(27) 『労働組合尚早／川村警保局長談』(『時事新報』大正八年二月二十三日)。

三、逆転の逆転

内務省は大正八年一月初旬、治安警察法第十七条撤廃を考えたが、それは労働者の力を過大評価したからであった。実際には同盟罷業が頻発したとはいえ、いかなる同盟罷業も第十七条の撤廃を要求してはいなかったし、日本最大の労組である友愛会も同条撤廃を闘争目標に掲げたことはなかった。これまで友愛会機関誌に労組の幹部が賛否を含めて数回思い出したように同条に触れたことがあるが、一般組合員の声や改正もしくは撤廃意見は載ったことはなかった。一般組合員からの治安警察法を改正せよ、⁽¹⁾という短い投稿が初めて出たのが大正八年一月である。友愛会出版部長が労働組合法の制定と共に治安警察法の撤廃もしくは改正の必要を書いたのが大正八年二月、友愛会会長代理北沢新次郎(早大教授)が治安警察法第十七条撤廃を正面切って鮮明に掲げたのが大正八年三月であった。そこには次のごとく書かれていた。⁽³⁾すなわち、労組を設立しようとすれば、その設立を希望する者は労働条件に関し、共同の行為をなすべき団結に他人を加入せしめ、かつそれがためには他人を誘招せねばならぬ、しかるにかくの如き行為は治安警察法第十七条の規定に依りて、「当然罰せらるゝ」ために我国では組織的労働運動、労働者の階級意識、団結的精神が欠如している。我国における健全なる労働運動を發展させる根本的条件として治安警察法の「撤廃若しくは改正を主張する」とした。かつて鈴木会長は労働争議の経過報告中において治安警察法第十七条は改廃すべし、

と言葉激しく述べたことはある。しかしその発言は第十七条を正面から見ずえた発言ではない。それに対して北沢は治安警察法第十七条そのものを正面から見ずえてこれとの対決という形で論じたものである。その意味において友愛会史上画期的な言論であった。

北沢論文が掲載された機関誌には、友愛会創立間もない頃より評議員である堀江帰一（慶大教授）の治安警察法第十七条の改正を要求する論文もまた掲載された。これはそれより以前に一般紙に発表されたものの転載であったが、ここには次のように論じられていた。⁽⁴⁾ すなわち、衆議院における内務大臣の答弁を見ると、政府が労組に対して何等の干渉も加えない意圖であることは明白である。此際当局に質したいことは治安警察法第十七条の適用についてである。治安警察法が同盟罷業其他の労働運動に関して或る労働者が他の労働者に対して誘惑若しくは煽動を為すことすら禁止したるに至っては殆ぎ一切の労働運動を「禁遏」したるものといわざるべからず例えば労働者が傭者の処置に不満を懷き聯合して或る要求を為さんとする場合に多数数の集合を催して要求の趣旨を説明するに当り他人をして自家の主張に従はしめんとする以上は多少なりとも他の感情に訴うる言辞を用いるは已むを得ざる所なるに治安警察法にして勵行せられたらばかかる言辞は総て誘惑煽動に擬せられざるをえない、「斯くならんか職工組合は我国に成立するも其指導者が組合員に向つて或る種の行動に出づることを勧誘し又組合員を督励して或る態度を守らしめんか、直に治安警察法に触れて法律上の罪人ならざるを得ず、斯くの如くして職工組合の我国に起るを望むは至難の業とすべく政府が職工組合の必要を認めて之を公認するを可なりとする以上は先づ治安警察法第十七条を改正」すべきであり、それなくして単に職工組合を公認すべしといひ組合の運動に干渉を施さずというがごときは何等の意義もないと。堀江帰一は明治四十四（一九一）年以来、治安警察法第十七条の廃止を一貫して唱えてきたこの方面の第一人者であるだけに、右の論旨は友愛会機関誌上に現われたこれまでの治安警察法第十七条批判論中もつとも意を尽したものであったのみならず、その頃一般紙誌にようやく散見されるようになった同論中においても卓越していた。

ところで北沢、堀江は共に黎明会に所属する民主的知識人であったが、かれらが治安警察法第十七条改正もしくは撤廃の発言をしたのは川村警保局長が労組結成の自由発言の前後であり、同局長の第十七条存置論へ後退する前であった。それにしても両者は共に一般紙においても、友愛会機関紙においても、世界大戦終結後治安警察法第十七条改正・撤廃論を述べたことがなかったのであるがここへきて突如積極的に同条批判を打ち出した理由は何であろうか。察するところ、それは多分、多発する労働者の同盟罷業の中で治安当局の取締が次第に緩和しだしたということである。一方においては取締の側の後退、そして他方においては治安当局の後退を導き出した労働者側の前進の両方からみ、北沢、堀江は大衆に直接発言する機会を初めて見いだしたのである。友愛会神戸連合会にはじまり、やがて友愛会本部までも巻き込むことになった治安警察法第十七条改正・撤廃の動きは、それ自体、歴史に巨大な足跡を残すものではなかった。しかしながら北沢・堀江を含む黎明会知識人には間違いなく影響をあたえた。

友愛会神戸連合会は米騒動渦人に自らの月刊機関誌『新神戸』を創刊したが、その第二号一面に河上肇の「治安警察法の撤廃」を掲載した。そこには法律上は労働組合も同盟罷業も禁止していないが、治安警察法第十七条は同盟罷業の主唱者、世話人を刑罰に問うということになっている以上、同盟罷業そのものが不可能である、同盟罷業を行えない労組は武器を奪われていると同じであるから有力な組織になり得ない、というものであった。その内容は一般紙へ発表したものの一部分であるが、転載にあたり一般紙では見出しにも用いなかった「治安警察法の撤廃」なる文字を表題にしたことが神戸連合会の同法に対する姿勢を示していた。『新神戸』は大正八年新年号において同年中には是非成就したいことの投書を募った。応募者七十三名中十六名が労働組合の公認、九名が労働時間短縮、治安警察法の改正及び選挙権の拡張が各五名、三名が最低賃金制確立であった。⁽⁷⁾労働組合の公認と治安警察法（第十七条）改正は一枚のコインの両面である。そのことは古市春彦（京大法科学生）が「労働組合の成立を間接的に不可能ならしめて居る現行治安警察法第十七条云々」と述べた中に現われ、神戸・大阪連合会共催による「労働組合公認期成講演会」⁽⁸⁾での

今井嘉幸（衆院議員）の講演でも示されていた。今井は次のごとく述べた。すなわち、労働者が資本家と対等になるためには組合を組織せざるを得ないが、「現行治安警察法改正せざる以上到底コレを期待し難く悪法なり」と論じた。友愛会関西連合会支部主催の学生・労働者連合会労働問題演説会⁽¹¹⁾においても一学生は「温情主義を罵り労働組合主義を高唱し治安警察法の廃止を要求」した⁽¹²⁾。関西でまず治安警察法第十七条改正・撤廃と労働組合公認を目ざす動きが労働者の中に胎動したのである。北沢新次郎、堀江帰一の第十七条改正・撤廃論文に先き立って関西にこの胎動があった。なお労働組合公認期成講演会において治安警察法を「悪法」と断じた今井嘉幸は北沢、堀江らと共に黎明会員であった。

友愛会本部並びに友愛会の関東方面における治安警察法第十七条改正・撤廃に関する動向を見ると、友愛会第五週年大会において京橋支部が「普通選挙請願運動の件及び治安警察法改正の件」を提出した⁽¹³⁾。この案は会長一任となった。友愛会第六週年大会において、前年から会長に一任されていた「普通選挙請願、治安警察法改正問題は時機を得る能はずして其儘になって居る」⁽¹⁴⁾と鈴木会長は大会で報告した。五週年大会頃までの友愛会は駟馬を大道に駆るがごときであったが、それを絶頂に友愛会は讒誣中傷の雨を浴びた。同盟罷工の頻発は友愛会の煽動によるものとされたからである。かかる状況の中で鈴木会長が治安警察法改正問題をもって動けるものではなかった。

友愛会の関西地方において治安警察法第十七条に対する批判的胎動が、関東、本部に連動した。友愛会は大正八年二月二十五日に関東出張所管内東京附近支部幹部連合会協議会を召集し、治安警察法第十七条撤廃運動の可否を論じ、その結果、これの撤廃を以て急務と決議した⁽¹⁵⁾。友愛会本部は本格的に治安警察法第十七条撤廃運動に乗り出すことを決定した。時すでに内務省がいったん撤廃を考えた同条は大資本を中心に官僚、政治家を援軍とする一大勢力の巻き返しに遭遇し、存置に転換した後であった。川村警保局長の「労働組合尚早」談話により、原内閣の労組対策の明白な後退が示された後である。攻撃する側の態勢の整備ともいえるが、攻撃される側の心構えが固まった後の攻撃

という構図になった。友愛会の起ち上りは資本家陣営が体制の揺らぎを補強工作を施した日より二か月は遅れていた。こうした構図の中で、友愛会は次のステップとして帝国議会へ治安警察法第十七条改正を請願するための署名運動を開始した。⁽¹⁶⁾ そのためには同会は三月十日、全国各支部代表者総集会を開催し、治安警察法中改正に関する請願の可否を討議し、満場異議なくこれを可決した。この集会では「宣言」を発表した。そこには労働者は生存、団結、同盟罷工、そして参政の四大権利を有するが、これらの権利の確立に一大障害を成しているものが治安警察法第十七条である。この条項は体刑及罰金刑の威嚇を以て直接には労働者の同盟罷業権を奪い、間接には労働者の団結権を奪うことを目的としている、これが存在する限り労働者は奴隷の如く緊縛される、労働者の権利が国家の法制に依り完全に認識されるための第一歩として、本条文中、誘惑煽動に関する「又ハ」以下の字句の削除を議会に請願する、とあった。⁽¹⁷⁾

この「宣言」を発表した日、友愛会はその機関誌『労働及産業』第八巻第三号附録「労働者の四大権利と治安警察法第十七条」⁽¹⁸⁾を発行した。それは「宣言」の内容を敷衍したものであった。労働者は生存権、団結権、同盟罷工権、そして参政権という四大権利を有するが、我国の労働者は未だその何れをも与えられて居らぬ、この権利を要求する手はじめに治安警察法第十七条の撤廃を要求する、とした。治安警察法第十七条は労働者の団結又は同盟罷工のために他人を誘惑煽動し若くは暴行脅迫を加えた者を一月以上六か月以下の重禁錮及び罰金刑に処すとの厳酷な規定をしており、そのきびしい規定において「世界に比類なきもの」である。第十七条撤廃は同盟罷工の権利の公認を意味し、それは労働組合の公認となり、労働組合の公認は労働代議士の選出となって普通選挙の実現となる。逆に同盟罷工の権利を奪われている今日の労働者は奴隷とかわらない。かくて友愛会は治安警察法第十七条の撤廃を以て本邦労働者運動の出発点となすものである。もし、この請願が一片の反古のように捨てられるならば、その時こそ我々は考へ直さねばならぬ、「我々は労働者の純潔と実力を以て汚すことはすまい」として結んでいた。労働者の「実力」を猥りに汚さないが、もしも請願が一片の反古と化したならば遺憾なく「実力」を発揮しようという意がひそんでい

た。

三月十三日、請願署名申込を締切った。署名総数五、〇六八名であった。当時の友愛会の総組合員数は三万と公称していた。約六人に一人が署名したことになる。三月十五日、松岡駒吉主事他三名が代表し、衆議院に今井嘉幸代議士を訪問、今井の紹介により衆議院議長大岡育造に面会し、請願の手続きを完了した。⁽¹⁹⁾ 請願書は請願委員会に附託され、今井代議士は請願書が採択されるよう委員会において説明に努力したが、これより先き、憲政会の小山松濤代議士外数名より同法改正法律案提出、審議中なるの時を以て、同時に重大なる請願に就き直ちに可否を決する事能わず、請願委員会はこれを内務省に参考として廻附した。⁽²⁰⁾ しかし、その結果は、「記憶せよ同志諸君吾人五千六十八名の請願は逆に帝国議会の虐待を受けた⁽²¹⁾」ということになった。友愛会員は歯ぎしりをする。つづけて同会は会員に、「吾々は来議会を待んズて此の間熱誠なる努力を続けん而て吾人は来々議会を待ん吾人は請願の困を重ね年経ふる從て益々猛烈に実力を以て迫るの覚悟を要す斯くして掠奪されたる生存の権利を奪還せんのみ⁽²²⁾」と檄した。その文章は熱く激しかったが、実際には友愛会は二度と「請願の困を重ね」ることはなかった。

友愛会は第十七条撤廢の請願書が帝国議會により「虐待」を受けたとしながら、これの撤廢運動への情熱を冷却させていった。これはかつて請願が一片の反古のように捨てられるようなことあらば、労働者の実力にものをいわせる時であると檄したあの口実が雲散したということであろうか。多分、そうではないだろう。状況が大きく転換していたということであろう。まず第一は、第十七条は存在しようが、存在しまいが問題になるほどのことはないと思われたことからであろう。友愛会は大正七年十一月の段階において、治安当局はこれに対すずに「別に圧迫がましき態度は執り居らず」という状態であった。友愛会には、もともと治安警察法第十七条は撤廢されているも同然であった。官憲の強圧的政策はいまは幾分か緩んでいるが、取締りの法律が存在する限り、「いつ何時従来⁽²³⁾の如き圧迫手段に出でぬとも限らぬ」という北沢友愛会会長代理の言葉は、喉元過ぎた友愛会員には理解できなかったということである。

第二には、治安警察法第十七条問題以上に死活的に重要な問題が浮上したことである。労働争議は全国的に増加の一端をたどっていく中で、日本最大の労組としての友愛会は友愛会関係の争議であると否とにかかわらず、激烈化する争議にのめりこまざるを得ないことが第十七条問題への関心を稀薄にした。そして第三には、数を増す同盟罷業が第十七条により当局にまったく圧殺されることがなかったこと、さらに第四には国際労働会議への代表派遣問題をめぐり、労組は闘争的な姿を全体として現わしても無難であった等が挙げられよう。こうしたことが友愛会をして次第に治安警察法第十七条撤廃問題を等閑視させた理由と思われる。

友愛会が第十七条撤廃運動への情熱を冷却させていった時、この問題になおこだわっていたのは友愛会を支援した知識人であった。友愛会第七週年大会記念講演会は第十七条撤廃に関する請願書を衆議院議長に手渡した日からおよそ五か月半後、黎明会の第十七条撤廃講演会開催の二か月前に開催された。講師は今井嘉幸、北沢新次郎、賀川豊彦の三人であった。このうち今井、北沢は黎明会員であった。両者は共に第十七条撤廃問題に触れた。まず今井の講演を検討しよう。簡単にまとめる。²⁴⁾

(一)友愛会の請願書は、請願委員会に廻された当時、憲政会の議員から治安警察法第十七条に関する法案が提出されたため、本会議場において審議された。しかるに、これを審議する議会に出席する者、全衆議院議員の五分の一か六分の一程度に過ぎなかった。しかも、その結果は委員会附託、その後、委員会において握り潰された。

(二)日本の議会は労働者の生命ともいふべき問題に斯くも冷淡であるのは、議員は「資本家の代表者」であって労働者の代表者でないからである。つまり、今日の議員は「資本家の利益」こそ考えるが、「労働者の利益」は眼中にない。ゆえに今日の議会において治安警察法はいうに及ばず工場法、中産階級の経済改善問題、労働問題等を法律により改革を求めることは不可能である。労働者の主張を議会において通すためには資本家本位の議会ではなく、労働者の主張する議会に改善しなくてはならぬ。

(三)労働者の議会に改善するには、普通選挙を実施することである。これを実現しなければ、百の請願書、大会宣言、百の決議も反古と化する。

以上が今井の講演であった。その主張には不明、矛盾がみられる。たとえば、今日の議会は資本家の金によって当選した議員による資本家の利益を代表する議会であるから労働者の利益は期待できないというが、しからば、資本家の利益本位の体制の中であって、いかにして今井が自称する帝国議会における「唯一の労働者代表者」になり得たのか。今井の講演からは、この点が説明できない。労働者の味方が議会の過半数を占めない限り普通選挙を実現することは不可能であるが、労働者の代表を過半数にし得る方法を今井の講演から引き出すことはできない。しかし、今井のこの講演中、最重要点は、今井の主張に存在するあれこれの不明点、矛盾点ではなく、普選論者今井の議会と国会議員に対する失意の表現である。すなわち、今日の議会、議員は資本家の利益の擁護者であって労働者の利益の擁護者ではないから、これに労働者を擁護する国家社会の改造を期待することは不可能であるという「思想」である。今井はこのように既成の議会と議員を否定しながらも、なおその議会に労働者を代表する者を議員として多数送り込むことにより議会の性格を変化させ、治安警察法第十七条を撤廃させることが可能であると信じていた。しかし聴き手の友愛会員は第十七条改正請願書が「虐待」された後、再び第十七条問題に取り組もうとしなかった。友愛会のリーダーたちはこの頃、帝国議会にかれらを解放する仕事を委ねることなく、労働運動の実践の中で自己の道を切り開く方向へ思想と行動を転換させようとしていた。穏健派で友愛会の総帥の鈴木文治は大会直前まで渡仏中であった。元警察官で鈴木以上に保守派の「主事」板倉定四郎は関西へ転勤を命ぜられていた。板倉の後には労働者上りの西尾末広が据り、階級闘争史観を抱いて友愛会へ入会してきた麻生久、棚橋小虎、山名義鶴と提携した。会長代理北沢新次郎も思想的には鈴木より麻生に近い人物である。議会よりも実戦の場こそが重視される友愛会に変貌しつつあった。

北沢新次郎は第十七条のある間は、「日本の労働者は安心出来ない」といい、「第十七条を今年中にとつて仕舞ふ。それをせぬといかぬ」と説いたが、友愛会員には最早その運動に再起する意志はなかった。こうして、友愛会第七週年大会における鈴木文治会長の「開会の辞」中にも、またこの大会において採択された「宣言」中にも第十七条の撤廃問題は触れられていない。大会において採択された二十項目からなる「友愛会主張」の第二番目に「労働組合の自由」がありながら、十九番目に辛うじて「治安警察法の改正」がとりあげられているに過ぎない。このことは友愛会が「労働組合の自由」はいま以上に望むのであるが、それは第十七条とはもはや必ずしも関係なしで考えてよいとしていたということである。友愛会に代表される労働者は大正八年八月末の段階においては治安警察法第十七条撤廃問題は、すでに主要課題ではなくなっていた。かれらはすでに治安警察法第十七条を超えたと無意識の中に思い込んでいたのかもしれない。確かに大正八年一月初旬、内務省が治安警察法第十七条の撤廃を考慮しつつあった時は労働者の力は支配者を凌駕しつつあった。被支配者と支配者が逆転しつつあった。しかしながら日本工業倶楽部の首脳を中心とする大資本家の反攻により、「撤廃案」が消えた時、支配者は蘇ったのである。逆転の逆転となったのである。友愛会が衆議院へ提出した治安警察法第十七条改正の請願が「虐殺」されたことも支配者の復活であり、逆転の逆転である。

- (1) 『労働及産業』第八巻第一号 大正八年一月の「叫び」欄。
- (2) 平沢紫魂「智識階級に一瞥を乞ひ併せて資本家階級及び政府を警む」(『労働及産業』第八巻第二号 大正八年二月)。
- (3) 北沢新次郎「我国労働問題に対する労働者の態度」(『労働及産業』第八巻第三号 大正八年三月)。
- (4) 堀江掃一「労働組合急務」(右同誌)。なお本論は『東京日日新聞』大正八年二月七、八の両日にわたり連載されたものである。『労働及産業』の堀江論文の中見出しは原文にはない。
- (5) 大正七年八月二十二日創刊。
- (6) 河上肇は『大阪朝日新聞』大正七年八月十八日から二十四日まで「米価問題所見」と題し七回連載したが、その最終回分

の一部分を『新神戸』（大正七年九月十五日）に転載し、題するに「治安警察法の撤廃」とした。本号は発売及頒布禁止となつた。禁止の原因は不明である。

- (7) 「本年中には是非やりとげたい事は？」（『新神戸』第六号 大正八年一月一日）。
- (8) 「公認の日と友愛会」（右同紙 第四号 大正七年十一月十五日）。
- (9) 大正八年一月十六日、大阪・中ノ島中央公会堂にて開催された。
- (10) 「労働問題講演会」（『大阪毎日新聞』大正八年一月十七日）。
- (11) 大正八年二月二日、神戸青年会館において開催された。
- (12) 「神戸の労働説演／聴衆実に千五百余名に達し／学生と労働者各熱弁を揮ふ／労働組合公認の叫び」（『東京日日新聞』大正八年二月三日）。
- (13) 平沢計七「五週年紀年大会の記」（『労働及産業』第六卷第五号 大正六年五月）。
- (14) 鈴木文治「迫害試験の一年」（『労働及産業』第七卷第五号 大正七年五月）。
- (15)(16) 「友愛会の活動」（『労働及産業』第八卷第四号 大正八年四月一日 二二—二頁）。二月二十五日、友愛会本部におけるこの協議会への出席支部幹部五十名、支部数十八であった。まず北沢代理会長が治安警察法第十七条撤廃するを急務とする旨を述べ、棚橋小虎主任更にこれを敷衍して説明し、松岡駒吉主事が座長となり、その可否を謀った。賛成意見を述べる者数名、三木治朗鉄工組合理事長の提議で採決の結果満場一致を以て左の決議をした。

決 議

吾人は治安警察法第十七条の撤廃を以て急務なりと認め此目的を達成する為め本部の活動を要求す。

関東出張所聯合幹部会

右決議を座長より北沢代理会長に提出、北沢代理会長より全力を尽して運動を為すべしとの挨拶があり、運動方法については本部に一任し解散した。本部は具体的運動方針として、この条項の撤廃を帝国議會に請願することに評議一決し、三月五日、関東出張所管内各支部に此旨を報じ同時に請願人名簿を各支部に送った。なお東京附近支部幹部連合協議会に先き立ち二月十日には友愛会は治安警察法第十七条に関する号外を発行したと同会出版部より報告されている。

- (17) 前掲「宣言」及び拙稿「社会変動と大正デモクラシー」（慶應義塾大学法学研究会編『法学研究』第六〇卷第二号 昭和六十二年二月）。

- (18) 発行の日付は大正八年三月十日となっている。

- (19) 「友愛会の活動」(『労働及産業』第八巻第五号 大正八年五月一日)。五、〇六八名の内訳は関東出版所管内二、八二九名、関西出張所管内二、二三九名であった。
- (20) 「治安警察法改正請願の結果」(『労働及産業』右同巻同号)。
- (21)(22) 註19と同じ。
- (23) 前掲北沢「我国労働問題に対する労働者の態度」。
- (24) 今井嘉幸「普通選挙は総ての本なり」(『労働及産業』第八巻第十号 大正八年十月一日)。
- (25) 北沢新次郎「我国労働運動の将来」(右同『労働及産業』)。

四、結 語

友愛会が治安警察法第十七条撤廃の運動を忘却しかかり、同盟罷業に熱中し、国際労働会議労働代表問題へ関心を向け出していく時、黎明会員は友愛会の舞台を借りて同条撤廃なくして日本の労働者は「安心出来ない」とまで忠言した。事実、友愛会第七週年大会が開催されたり、今井嘉幸、北沢新次郎が大会記念講演会を行う二、三日前から岡警視総監、警保局保安課長、陸軍当局が、七月末からはじまり一か月に及ぶ砲兵工廠労働者の動揺そして同盟罷工に對し、治安警察法第十七条の適用をちらつかせ、そのことが連日新聞に現われていた。友愛会はこうした治安当局の新しい動向に折から開催中の大会においてまったく反応を示さなかった。砲兵工廠は友愛会の手の及ばないところであるにしても、ここにおいて第十七条が適用されたならばその影響は友愛会にも及びかねないという警戒心があつてしかるべきである。それがまったくないというのは友愛会は軍需工場の労働者との関係はまったくなしということをきっぱりと態度で示したために意識的無関心をよそおったのであろうか。それとも労働者が同盟罷業と労働代表派遣問題を通じて企業と政府に連続的攻撃を加えたならば第十七条など実際には適用できるものではないと考へたので

あろうか。いずれにしても治安当局の新しい動向に対する友愛会としての対応はまったくなかった。

これに対し黎明会員は会創立以来の伝統に従い、進歩に逆行する反動の兆が見えた時、反応した。友愛会第七週年大会における今井、北沢の講演の中には砲兵工廠の同盟罷業については一言半句も触れてはいない。しかし、かれらは新聞が砲兵工廠の労働者への治安警察法第十七条の適用もあり得るとする報道が交錯する中で、これの撤廃を論じた。無為であった友愛会と大いなる違いがある。それから数日後に砲兵工廠の同盟罷業に対し治安警察法第十七条が適用されていた。いま官憲の手が緩んでもこの条項が存在する限り何時「従来の如き庄迫手段に出でぬとも限らぬ」と北沢が半年前に予言していたように、ここにそれは現実となった。蘇らんとする治安警察法第十七条に対し、友愛会を中心とする労働組合は、これの「撤廃」は叫ばない。労働者は同盟罷業と労働代表問題を盛り上げることにより、あたかもこの条項を空文化させることが可能であると考えているかのごとく見えた。これに対し、黎明会は十月三十日の「治安警察法第十七条の研究」講演会でこれに対抗していくことになる。

(後記) 本稿は故川村泰之君(昭和五十四年、本塾法学部政治学科卒)の御令妹川村順子氏よりの指定研究寄附金により成ったものである。記して感謝の意を表するものである。